

保険毎日新聞 2013年4月22日掲載

保険毎日新聞

相続診断協会・相続診断士業務ガイダンス

トラブル防止に向け生保活用を

相続診断協会はこのほど、東京都中央区のリカール日本橋人形町アネックスで「相続診断士業務ガイダンス」を開き、小川実代表理事が相続診断士の実務



小川氏

について具体的な事例を挙げながら解説した。相続診断士は相続手続きに関する情報を提供するとともに、弁護士や税理士などの専門家の関与が必要な案件については、これらの専門家を紹介して円滑に相続手続きを進めることを支援している。相続と親和性の高い生保の営業職員を含め、現在、約5000人が資格を取得している。ガイダンスで小川氏は「10件の相続事案のうち8件は生保による手当てが必要のため、トラブル防

止に向けて生保を活用してほしい」と呼び掛けた。小川氏はまず、相続診断士のアビール方法を紹介した。「ファイナンシャルプランナーという資格だけでは相続について相談してよいか分からないため、資格取得者であること

をアピールすることが必要」とし、複数の生

士業専門家との連携強化図る



保会社の営業担当者が資格名を名刺に記載していることや、自己紹介レターを作成している事例などを挙げた。続いて、遺族間で争う「争族」と円満に解決する「笑顔を分岐点について、「親の遺志が伝わっているか、いなかにある」と指摘し、遺言書やエンディングノートで明確な遺志を

伝えることの重要性を強調。財産の所在不明や、分割協議の難航、終末期治療における家族の心理的負担などの問題発生を未然に防ぐために、エンディングノートを活用して財産の整理、分割案の検討などをを行うことが必要と提言するとともに、「当協会が中心となって社会にエンディングノートを扱う文化を根付かせたい」と語った。

また、相続診断の実務について事例を交えながら説明。相続診断のポイントとして、法定相続人の特定、財産の評価、相続税額の計算などを挙げた。さらに、「相続診断士はヒアリングや、民法、税法の一般解説を行い、問題が発生する可能性がある場合は、税理士や弁護士などに依頼して円滑に手続きが進むよう、手配することが必要」とした上で、「パートナーとなる士業専門家を増やし、相続診断士との連携を強化する取り組みを推進する」との考えを示した。

当日は相続診断士資格取得者やパートナーの税理士などが参加し、熱心に聴講した。